
プロジェクト **金融商品の分類及び測定に関する会計基準の開発**

項目 **第 259 回金融商品専門委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 259 回金融商品専門委員会（2026 年 7 月 14 日開催）において、フェーズ 1 の対象となる金融資産の分類アプローチに関する ASBJ 事務局の分析及び提案について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（全般的な意見）

2. 事務局が提案するフェーズ 1 の対象となる金融資産の分類アプローチの枠組み及び今後の進め方について同意する。

（SPPI 要件に関する意見）

3. 判断が必要となる領域を相対的に小さくする対応について、実務において一般的と考えられる金融資産ごとに個別の定めを設けるとする案 2 は、我が国の金融商品に関する会計基準の体系や現行実務との橋渡しに適した対応であると考ええる。案 2 の方向性で進める場合には、個別の定めを設ける金融商品のリストの網羅性という短所があるものの、IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の SPPI 要件に関する定め（ガイダンスを含む。）をすべて取り入れる案 1 の方法を採用した場合であって、IFRS 第 9 号の定めやガイダンスをどこまで取り入れるのかといった議論が生じると考えられる。このため、会計基準の体系や現行実務との親和性という観点から判断することになると考える。
4. 資料(3)-1 第 23 項の個別の定めを設ける金融商品のリストについて、網羅的なリストを作成することは困難であると考ええる。一方、実務での判断を必要とする領域を可能な限り小さくする観点から、明らかに償却原価測定となる金融資産を例示した上で、SPPI 要件に関する包括的な定めを設けることで、結果的に IFRS 第 9 号と日本基準で差異を生じさせず、また事後的な会計基準の改正も回避できると考える。
5. SPPI 要件を適用した場合と同様の結果（組込デリバティブの区分処理の影響を除く。）になるように金融資産の種類ごとに個別の定めを設ける事務局の提案は、現実的なもの

であると理解する。一方、資料(3)-1 第 23 項の個別の定めを設ける金融商品のリストについて、将来新たに発生する金融商品を予測することは困難であることから、網羅的なリストを作成することは困難であるとする。このため、会計基準のメンテナンスやどのように維持していくのかについて現時点での事務局の考えを確認したい。

6. 資料(3)-1 第 40 項(2)②及び第 41 項(2)に示された FVPL で測定するように個別の定めを設けることについて、例えばトレーディング目的で保有する債権は、「流動性が高く、かつ、時価の算定が容易なもの」という要件を判定せずに SPPI 要件を満たさないとして、FVPL で測定することを認めることを意図したものであるかを確認したい。

(事業モデルに関する意見)

7. 資料(3)-1 第 28 項に記載されている IFRS 第 9 号の事業モデルと保険会社における実務との整合性及び保険契約から生じる負債と関連する資産との関係を踏まえると、会計上のミスマッチを避けるための対応を検討するという事務局の分析及び提案に同意する。
8. 資料(3)-1 第 29 項の債権については回収事業モデルのみとすることに関して、すべての企業に回収及び売却事業モデルに該当するかどうかの判定を求めることによるコストは便益を上回るとの見解は理解できるものの、コストをかけて回収及び売却事業モデルに該当するかどうかを判定する企業は限定的であると考えられる。また、債権に流動性を持たせるような事業活動を行う企業も存在することから、債権についても回収及び売却事業モデルの分類を設けることが考えられる。

(別紙 1 の債権及び債券に係る判定フローチャート (イメージ) に関する意見)

9. 資料(3)-1 別紙 1 の債権及び債券に係る判定フローチャートについて、判定の順序は今後の検討によって変更が生じる可能性があると考え。特に、組込デリバティブについて、金融商品会計基準等¹では純損益を通じて公正価値 (FVPL) で測定する金融商品であるかどうか区分処理の要件とされていることから、判定の順序に変更を生じさせる可能性があると考え。また、FVPL で測定する金融商品に対して、どのような開示を要求するかによって判定フローの順序を変更することも考えられる。
10. 資料(3)-1 別紙 1 の債権及び債券に係る判定フローチャートは、事務局提案の理解を促すものであることから、今後も継続いただきたい。

¹ 本資料では、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」、移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」、移管指針第 12 号「金融商品会計に関する Q&A」、企業会計基準適用指針第 12 号「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理」を総称して「金融商品会計基準等」と記載する。

(その他の意見)

11. 第 255 回金融商品専門委員会（2026 年 5 月 13 日開催）でお伝えした意見と重複するが、資料(3)-1 第 41 項(6)の「その他の包括利益を通じて公正価値で測定される債券の評価差額の取扱い（部分純資産直入法を維持するかどうか。）」に関連して、企業会計審議会「外貨建取引等会計処理基準注解」の「注 10 その他有価証券に属する債券の換算差額の処理について」の取扱いについても見直すことが考えられる。
12. 資料(3)-1 別紙 2 の事務局提案を踏まえた債権及び有価証券の取扱い（イメージ）について、債権についてその他の事業モデルを設けいないという理解でよいかを確認したい。

以 上